

平成 25 年 3 月 29 日
大阪市人事室組織担当課長 井上
電話：06-6208-7660

平成 25 年度の組織改正を実施します

大阪市では、平成 25 年 4 月 1 日付けで、組織改正を実施します。

平成 25 年度の組織改正のポイントは、「動く組織・機能する組織」の構築です。

橋下市長の就任以降、まず直轄組織（都市改革監、市政改革室、人事室）を設置し、市長の強力なリーダーシップのもとに、スピード感をもって市政を運営できるような体制を整えました。

続いて、平成 24 年 8 月 1 日には、ニア・イズ・ベターの観点から、局長から区長に、権限と財源の大幅な移譲を行い、公募区長が区シティ・マネージャーとして、その権限と責任において、区の特性や地域の実情に即した施策や事業を企画・立案し、総合的に展開できるようにしました。また、区長を補佐するための体制整備として、副区長を専任化の上、部長級に格上げするとともに、企画部門の強化を図るための課長級を新設しました。

平成 25 年度については、市政改革プランを着実に実行するとともに、各種政策を迅速かつ強力に推進するため、「動く組織・機能する組織」を作り、限られた人・予算の中で、組織パフォーマンスの最大化を図っていきます。

1 「経済戦略局」の設置

大阪の活性化を図るため、これまで複数の局で実施されてきた事業を、集約化し、府・市一体となってにぎわいを創出し、世界中から人・モノ・投資等と呼び込むために、関係部署を集約化し、「経済戦略局」を新設します。

具体的には、経済局にゆとりとみどり振興局の観光部門や文化・スポーツ部門、政策企画室の国際交流部門や企業誘致部門、総務局の市立大学支援部門、計画調整局の特区関連部門等を集約化します。

また、「経済戦略局」には集客・観光・企業誘致・経済活性化等に関する局横断的な統括部局としての役割を持たせることとし、大阪市全体としてバランスのとれた施策を実施していくため、計画調整局のうめきた、科学技術、夢洲・咲洲部門や、港湾局の販売促進・開発調整部門の職との兼務を行います。

他方、ゆとりとみどり振興局の緑化推進部門については、道路や下水道を所管する建設局に統合しますが、特に、天王寺公園や大阪城公園等の大公園については、業務上の連携を引き続き強く図っていくため、必要に応じて、職の兼務を行うこととします。

2 「大阪府市大都市局」の設置

府・市一体となって、新たな大都市制度の実現に向けた制度設計を行うとともに、将来の府市再編を先取りした取組みを進めるため、現在の大阪府大都市制度室と大阪市都市制度改革室を統合し、地方自治法に基づく府市共同の内部組織として、「大阪府市大都市局」を設置します。

「大阪府市大都市局」は、新たな大都市制度の実現に向けた制度設計や広域行政の一元化・二重行政の解消、将来の府市再編を見据えた戦略・ビジョンづくりを所管します。

体制については、大阪市として26名増員し、部長級1、課長級7、課長代理級7、係長級8を新設しています。職員数は、大阪市49名、大阪府51名の計100名で業務を執行していきます。また、職員配置については、大阪府職員、大阪市職員混成で行い、指揮命令系統も一本化します。

なお、大阪府市大都市局設置に伴い、広域連合の事務など、大阪府・大阪市共同の事務に属さないものについては、市政改革室と総務局に移管します。

3 市長官房機能の強化

政策企画室については、本来の役割である秘書機能、官房企画機能をより強化し、トップ判断を確実かつ迅速に補佐していく体制を確立するため、秘書部門、政策企画・調整部門、広報・報道・広聴部門に特化した組織とします。

具体的には、国際交流部門や企業誘致部門は、上記1の新局へ、また、情報公開制度部門については、総務局へ移管し効率化を図ります。

4 計画調整局の名称変更 → 「都市計画局」へ

1の新局と計画調整局との役割分担をより明確にするため、計画調整局を「都市計画局」に名称変更します。

5 その他の主な組織改編

(1) 消費者センター（部相当）を課相当の事業所に（市民局）

消費者センターについては、消費者庁の創設等もあり、平成22年4月に部相当組織に格上げしていましたが、大阪府消費生活センターが平成24年3月に本市消費者センター内に移転し、日常的に連携を行うなど、府市一体となった事業展開を行っており、府市のバランス等も考慮し、課相当組織にします。

(2) 用地部の新設（契約管財局）

契約管財局管財部は、現在財産管理部門と用地取得部門に分かれています。

両部門がそれぞれ取り組むべき課題が増える中、効率的・効果的な業務運営を目指し、役割と責任を明確化するため、管財部から用地部を独立させます。

(3) 保育施策部の新設（こども青少年局）

民間法人による保育所整備、保育ママ事業などの待機児童対策や、保育所の民営化等の保育に関する課題解決に向けて、保育施策に関する責任体制を再構築する観点から、保育施策全般を所管する部門を子育て支援部から分割し、新たに保育施策部を新設します。

(4) 森之宮工場の廃止（環境局）

ごみ焼却については、広域処理の視点や新たなごみ処理計画を踏まえ、焼却工場の稼働体制を見直し、森之宮工場については平成 24 年度末に廃止します。

(5) 阿倍野再開発事務所の廃止（都市整備局）

阿倍野再開発事業については、再開発ビルすべての完成に伴い、現地事務所を廃止し、体制を縮小した上で、市役所本庁舎内の都市整備局企画部内に阿倍野再開発課を新設します。

(6) 交通事業の民営化に向けた体制強化

交通局では、平成 26 年 4 月に自動車運送事業、平成 27 年 4 月には高速鉄道事業の民営化に向けた取り組みを進めています。

この民営化に関する諸課題の解決策の検討や、関係監督官庁等との調整を進めるため、民営化推進室の「企画担当部長」、「鉄道事業改革担当課長」及び「自動車事業改革担当課長」を専任化することで、具体的な取り組みを行う体制を強化します。

また、民営化に向けて、交通局を柔軟かつ機動的な自立的経営を志向する組織へと変革させること及び経営基盤を強化すること等を目的として、企画・経理部門を統括する「経営管理部長」、増収対策を担当する「営業部長」、新規事業を開発する「新規事業開発担当部長」を設置し、より一層の民間的経営を目指すとともに、これら管理部門を統括する「事業管理本部長」を設置し、各部門間の連結・調整機能を持たせることで、より効率的かつ迅速な事業運営を実施する体制とします。

(7) 水道局の職制改正

大阪広域水道企業団との統合協議において今後課題となる会計、資産、組織等

の事務系課題の連絡調整を効率的に行うため、現在工務部にある広域事業開発・推進課を総務部に移管するとともに、国内外への事業展開に関する業務については工務部計画課に移管します。

(8) 病院局の職制改正

診療報酬請求とリンクさせた増収策を積極的に企画できるようにするため、予算等を所管する総務部経営課（施設管理担当を除く。）と病院管理部（管理課を除く。）を企画部として統合し、企画課において総合的な市民病院事業の企画を、会計課において会計事務をそれぞれ分掌することにします。

また、平成 26 年 4 月の独立行政法人化に向けて、病院整備担当の体制を強化するとともに、名称を独立行政法人化等担当とします。

6 その他の主な体制強化

(1) 被災地支援（危機管理室）

東日本大震災の被災地支援については、震災直後から現地に職員を派遣するなど、支援を行ってきましたが、現地の本格的な復旧・復興における深刻な職員不足に対応するため、大阪市としてもできる限りの協力を行うべく、再任用職員等も活用しながら、現在 5 名の職員派遣を 20 名に増員します。

(2) イノベーション推進部門の長の民間公募（都市計画局）

平成 25 年春のうめきた地区先行開発区域のまちびらきを迎えて、着実に成果をあげていくため、局長級の職を新設した上で、高いマネジメント能力をもって、イノベーションの推進にかかる課題の解決やビジョンの実現に取り組める専門知識をもった人材を公募しました。

(3) 発達障がいのある方への支援（福祉局）

発達障がいのある方への支援を強化する観点から、発達障がい者支援室長（部長級）をトップとする発達障がい者支援室を心身障がい者リハビリテーションセンターに新設し、発達障がいのある方について、乳幼児期から成人期まで成長段階に応じた一貫支援体制を整備します。

(4) 服務規律・コンプライアンスの確保

服務規律・コンプライアンスの確保に向けて、職員の意識改革、能力向上を図るべく、特に、財政局、環境局、教育委員会事務局について、服務査察担当を新たに設置するなど、各所属のマネジメント機能を強化します。

7 個性ある各区役所の体制について

(1) 全体的な状況（総論）

8月の公募区長就任と同時に、一定の範囲で、区長が自ら柔軟に組織・人事をマネジメントできる体制を整え、一部の区役所においては、特色ある組織づくりに既に着手しています。各区長が、それぞれの区のニーズに合わせ、重点施策に人を投入するなど、知恵と工夫を十分に発揮して、引き続き、各区の実情に応じた組織体制作りを推進します。

大阪市全体として、職員数削減に取り組んでいる中、区役所については、個性豊かなまちづくりを行っていく体制を整えるため、必要に応じて、区役所に技術職員を配置するなど、体制強化を行っています。

他方、区役所業務の支援を行っている市政改革室と市民局の連携が強化されるよう、区政の支援に係る連絡調整に関する事務を所管する市民局理事を設置し、市政改革室理事が兼務するとともに、市民局の内部組織については、市民部長、安全・市民活動担当部長、雇用・勤労施策担当部長の3部長の所管業務を整理し、「市民部長」が新たな特別区を見据えた局ミッションをマネジメント、「市民活動・区政支援担当部長」が、住民自治と区政運営の実現に向けた区役所の支援を行っていくこととします。

(2) 西成特区構想における結核支援体制の構築（健康局）

子育て支援、教育環境の充実などの各種施策により、区内に子育て世帯を呼び込むなど、西成区の活性化を図ることを目的とした西成特区構想の中で、あいりん地域の結核事情の改善があげられている。これについては、平成24年8月に「結核対策チーム」を立ち上げ、取組みを進めているところですが、西成区内で発見された結核患者等に対して一元的に支援内容の検討・決定、患者管理等を行っていくため、保健所分室を西成区役所に移管します。

(3) その他

区役所の組織改正については、各区役所へお問い合わせください。